

○ 経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

(平成 19 年 3 月 30 日国総建第 395 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 平成 25 年 4 月 17 日国土建第 7 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第一号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところである。

今般、企業経営の最近の状況等に対応し、平成十九年三月三十日付で昭和四十七年建設省告示第三百五十一号（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を改正する件が公布され、同日から施行されることとなった。今回の改正は、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者を、法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として認める等するものである。

これを受けて、今般、告示による国土交通大臣認定について、下記のとおり取扱方針を定め、運用に当たっての基準を明確化するとともに、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成十三年四月三日国総建第九十七号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成十三年四月三日国総建第九十九号）を改正し執行役員等の取扱い等について新たに定めたので、貴職におかれでは、これらに留意の上事務執行に遺漏なきよう取り扱われたい。

記

一 告示第一号イについて

- (1) 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（以下「執行役員等としての経験」という。）については、許可を受け

ようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算五年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

二 告示第一号口について

- (1) 経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって七年以上経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験又は補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算七年以上である場合も、本号口に該当するものとする。
- (3) 法人、個人又はその両方において七年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

三 告示第二号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する七年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、单一の業種区分において七年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算七年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合も、本号に該当するものとする。

四 確認する書類

告示第一号に掲げる職制上の地位を判断するに当たっては、次の(1)に掲げる書類において確認するものとする。また、上記一に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次の(2)及び(3)に掲げる書類において、被認定者が一に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。また、上記一、二又は三に掲げる各経験に係る期間を判断するに当たっては、次の(4)に掲げる書類において確認するものとする。

- (1) 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- (2) 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- (3) 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員業務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- (4) 一、二又は三に掲げる各経験の期間を確認するための書類

一にあっては過去五年間、二及び三にあっては過去七年間における請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

以上

«建設業許可の申請等に係る「確認資料」の提出について»

No.	提出資料	申請及び届出事項					変更届
		新規	許可換 え新規	般 特 新規	業種追加	更新	
I 現在の常勤性を証明する書類…(1)及び(2)を提出							
1	<p>※常勤性に疑義がある場合は、別途確認資料を求める場合があります。</p> <p>(1)現住所が確認できる資料</p> <p>住民票の住所に居住している場合(一点)：住民票(写)(発行後3ヶ月以内のもの) 現住所が住民票と異なる場合(二点)：住民票(写)(発行後3ヶ月以内のもの) 及び 貸賃借契約書(写)(賃貸契約期間内のもので、本人氏名の記載があるもの) 又は 公共料金の領収書(写)・検針票(写)(現住所が記載されている本人宛のもの)</p> <p>※公共料金の領収書等は申請又は届出の受付日前直近3ヶ月分を提出すること。</p>						
2	<p>(2)事業所名の記載がある健康保険被保険者証(写)</p> <p>※事業所名の記載がない場合、健康保険被保険者証(写)に加えて、申請又は届出の受付日前直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」(写)「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(写) 又は 健康保険組合からの資格証明書(発行後3ヶ月以内のもの)も併せて提出すること。</p> <p>※後期高齢者の場合は、被保険者証(写) 及び 住民税特別徴収税額通知書(徴収義務者用)(写)。</p> <p>※役員の場合は、確定申告書(「表紙」と「役員報酬明細」(税務署受付印のあるもの))(写)でも可。</p> <p>※出向者の場合は、別途「出向協定書(写)」(出向者名、出向期間、出向条件等が確認できるもの)等も必要です。 出向が自働更新の場合、出向元からの出向証明書又は受付日前直近3ヶ月分の費用負担等、現在も出向が継続していることが確認できる資料も必要です。</p>					○	○
II 経営業務の管理責任者としての経験を証明する書類…(3)を提出							
3	<p>※経営業務の管理責任者証明書は、自己証明は認められません。ただし、会社の解散の場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役又は本人が証明。その場合には、実印をもって証明し、取締役の場合は当時の閉鎖簿本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要)の証明を得ること(印鑑証明書は発行後3ヶ月以内のもの)。</p> <p>※証明者と使用者(経験を積んだ会社)が異なる場合(例:会社合併、会社の解散等の場合)は、使用者の証明を得ることができない理由を備考欄に記載し、理由を確認できる資料(閉鎖登記簿謄本等)も必要です。</p> <p>(3)経験期間 及び 経験業種 を証明する資料</p> <p>イ)法人の役員としての経験の場合 (二点)</p> <p>①経験を積んだ会社の経験期間分の登記事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖登記簿謄本等(写)</p> <p>②経験期間分の建設業許可通知書(写)</p> <p>※非常勤役員で、担当業務のない期間は認められません。</p> <p>※許可のない期間中の軽微な工事での経験の場合、許可通知書の代わりに、経験期間分の工事請負契約書又は注文書・請書のセット(写)(業種内容のわかるもの)が必要です。工事請負契約書又は注文書・請書のセットでないものは認められません。</p> <p>※無許可営業や附帯工事での経験は認められません。</p> <p>ロ)令第3条使用人としての経験の場合 (二点)</p> <p>①就任時、退任時の変更届出書(様式第二十二号の二)(写)(都県受付印のあるもの)</p> <p>②許可申請書 別紙2(営業所一覧表)等(写)</p> <p>※経験期間分が必要です。</p> <p>ハ)個人事業主としての経験の場合 (二点)</p> <p>①経験期間分の税務署受付印のある確定申告書(写)の第一表及び第二表</p> <p>②経験期間分の建設業許可通知書(写) ※許可のない期間については、役員と同様。</p>	○	○	○	○		○

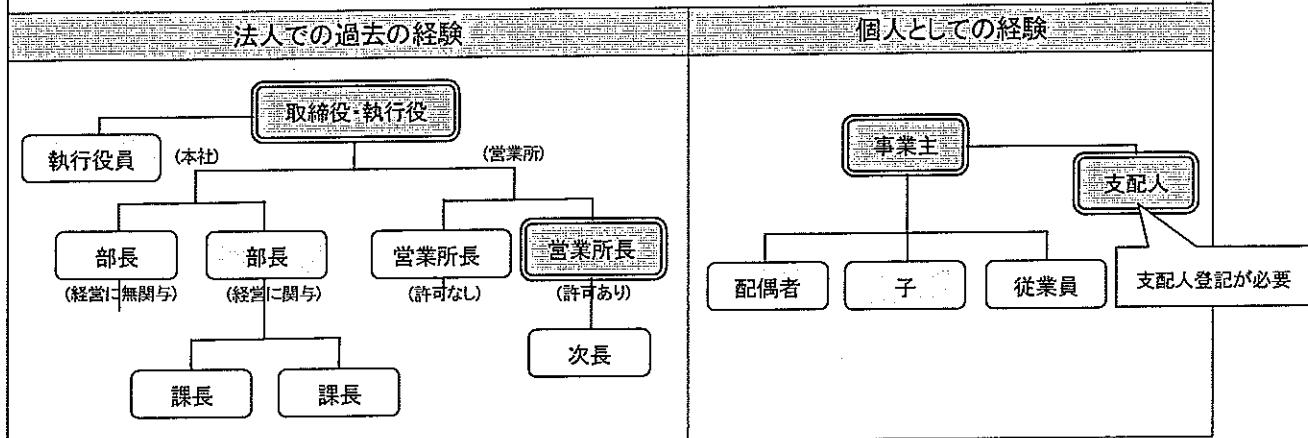
○ 経営業務の管理責任者の追加・変更

● 経営業務の管理責任者としての経験が認められる地位(役職)



※該当者の現在の役職は、法人にあっては常勤の取締役、個人にあっては事業主又は支配人

- = 経営業務の管理責任者として認められる地位
- = 経営業務の管理責任者に準ずる地位



● 経営業務の管理責任者となり得る建設業の経営経験(年数要件はp24、法的要件はp25参照)

経験コース	5年当該業種 経験コース	5年当該業種執行役員 経験コース	7年当該業種 補佐経験コース	7年当該業種以外 経験コース
許可を受ける業種	経験と同じ業種の許可を受ける場合			
必要とする 経営経験の 内容	経営業務の管理責任者としての経験 (p24 の A・B)	執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験 (p24 の E・F(5))	経営業務を補佐した経験 (p24 の E・F)	経営業務の管理責任者としての経験 (p24 の C・D)
経験した時 の地位	(経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験)	(取締役会の議決により業務執行権限の委譲を受け、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験)	(許可を受けようとする建設業に関する建設工事に必要とされる資金調達、技術者等の配置、下請業者との契約締結等の経営業務に従事した経験)	(経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験)
必要とする 経験期間	5年以上			
根拠法令等 ※6	法第7条第1号イ ※1 (p25 参照)	法第7条第1号ロ ※2 告示(昭和47年3月8日第351号) 第1号イ (p25 参照)	法第7条第1号ロ ※3 告示(昭和47年3月8日第351号) 第1号ロ (p25 参照)	法第7条第1号ロ ※4 告示(昭和47年3月8日第351号) 第2号 (p25 参照)

※1 建築工事業を申請する場合…建築一式工事に関して5年以上の経管経験がある(法第7条第1号イ該当)。

※2 建築工事業を申請する場合…建築一式工事に関して5年以上の執行役員等の経験がある(法第7条第1号ロ該当)。

※3 建築工事業を申請する場合…建築一式工事に関して7年以上の経営業務を補佐した経験がある(法第7条第1号ロ該当)。

※4 建築工事業を申請する場合…大工工事に関して7年以上の経管経験がある(法第7条第1号ロ該当)。

※5 建設業法施行令第3条で規定する使用人…建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店または営業所(本店を除く。)の代表者である者

※6 関係通達「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(平成19年3月30日国総建第395号最終改正平成25年4月17日国土建第7号)

●経営業務管理責任者としての経験に係る年数要件の組み合わせ



地位

●経営業務管理責任者としての経験

法人:役員、支店長等 個人:事業主、支配人	法人:役員、支店長等 個人:事業主、支配人	業務 執行役員	役員に次ぐ地位にある者 事業主に次ぐ地位にある者
--------------------------	--------------------------	------------	-----------------------------

経験業種

法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人
A	B	C	D	E	F	G	H
当該(同)業種の経験		当該(同)業種以外の絏験		当該(同)業種の絏験		当該(同)業種以外の絏験	

組み合わせ

A≥5	B≥5	C≥7	D≥7	E≥7(5)	F≥7	G (x)	H (x)
	A+B≥5	A+C≥7	A+D≥7	A+E≥7(5)	A+F≥7	A+G (x)	A+H (x)
		B+C≥7	B+D≥7	B+E≥7(5)	B+F≥7	B+G (x)	B+H (x)
			C+D≥7	C+E≥7	C+F≥7	C+G (x)	C+H (x)
				D+E≥7	D+F≥7	D+G (x)	D+H (x)
					E+F≥7	E+G (x)	E+H (x)
						F+G (x)	F+H (x)
							G+H (x)

5年当該業種
経験コース

7年当該業種以外
経験コース

7年当該業種
補佐経験コース

5年以上

7年以上

5年以上
7年以上

当該申請業種の経営
業務の管理責任者の
要件を満たす

全ての業種の経営
業務管理責任者の
要件を満たす

当該申請業種の経
営業務の管理責任
者の要件を満たす

準ずる地位における補
佐経験の場合、経験した当
該(同)業種の許可しか
取得できない。

※赤枠は、5年当該業種
執行役員経験コース

表の見方

- ① 許可を受けようとする建設業の取締役経験(A)又は許可を受けようとする建設業の個人事業主経験(B)が「5年以上ある者」は要件を満たしています。(A≥5, B≥5)
- ② 許可を受けようとする建設業の取締役経験(A)と許可を受けようとする建設業の個人事業主としての経験(B)が合わせて「5年以上ある場合も経営業務の管理責任者の要件を満たしています。(A+B≥5)
- ③ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関して「7年以上の経営業務の管理責任者としての経験がある場合(C, D)も要件を満たしています。(C≥7, D≥7)
- ④ 許可を受けようする建設業とそれ以外の建設業に関して、通算「7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合」も要件を満たしています。例えば、許可を受けようとする建設業の取締役経験(A)と許可を受けようとする建設業以外の取締役経験(C)が合わせて「7年以上ある場合(A+C≥7)」は要件を満たしているとします。この場合、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する「7年以上の経営業務の管理責任者としての経験(C, D)」については単一の業種区分だけでなく複数の業種区分にわたっても構いません。
- ⑤ 許可を受けようとする建設業の経営業務を補佐した経験(E, F)と許可を受けようとする建設業の経営業務の管理責任者の経験(A, B)又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者の経験(C, D)が「7年以上ある場合も要件を満たしています。ただし補佐した経験を合わせて「7年以上」とする場合は補佐した業種の許可しか取得できません。補佐していない業種(G, H)は、合わせて計算することができます。

●経営業務の管理責任者の確認書類についての脚注

【注 1】県内に住民登録があるときは不要です。ただし、外国籍の方にあっては、国籍確認のため「住民票」又は「旅券（パスポート）」の写しを提出してください。

【注 2】現住所が住民票上の住所と異なる場合（住民票を動かさずに下宿している等）は、現住所が確認できる書類として、「賃貸借契約書」の写し、「公共料金の領収書」3ヶ月分の写しを提出してください。

【注 3】遠隔地通勤（通勤時間が概ね片道1時間以上）の場合は、「通勤定期券」又は「運転免許証」の写し及び「通勤経路図」を提出してください。

【注 4】後期高齢者医療被保険者の場合は、「後期高齢者医療被保険者証」の写しに加え、「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」（昭和12年4月2日以降に生まれた者で70歳以上の者の場合）、「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」の写し又はp178のIからIVの順でいずれかの書類を提出してください。

【注 5】出向社員にあっては、別途、出向協定書、出向命令、給与等の負担に係る覚書、その他勤務状況や給与の支払状況の分かるものの写しを提出してください。

【注 6】「健康保険被保険者証」の事業所名称欄に記載が無い場合など、②の書類により常勤性の証明が出来ない場合はp178のとおり確認します。

【注 7】登記懈怠した期間は、経験期間として認められません。

ただし、事実上役員であったことが確認できるものがある場合（「法人税確定申告書」の役員報酬欄に記載があり、役員改選の議事録がある場合）は可とします。

【注 8】過去5年間分の証明書のみ交付可能の市町村にあっては、その証明書およびそれ以前の「所得税確定申告書（B）」の控えの写しを必要年数分提出してください。

なお、「所得税確定申告書（B）」の写しについては、税務署において開示請求が可能です。

【注 9】当該期間は、常勤の役員、個人事業主等として年間を通して工事の請負経験があることが必要です。法第29条第3号では、1年以上営業を休止している場合は営業の意志がないものとみなしているため、建設工事の空白期間が1年以上ある場合は、当該期間を経験年数から除きます。

【注 10】経験期間における地位、常勤性、経験業種・請負実績を証明する書類については、それぞれ証明期間が一致し、必要経験期間分提出をすることが必要です。

【注 11】請負内容から建設工事の種類が明瞭に読み取れるものを提出してください。

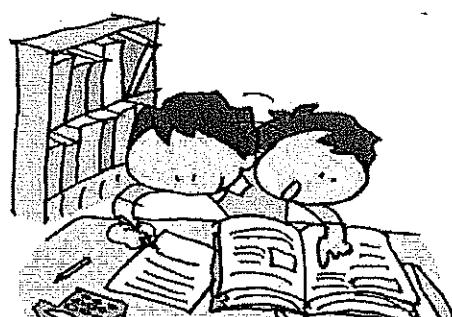
なお、建築一式工事の請負経験を証明する場合は、「確認済証」又は「検査済証」（いずれも「交付証明書」で可）を添付してください。

【注 12】「見積書」や「明細書」、「発注証明書」のみでは認められません。

【注 13】内容が不明確な場合や疑義がある場合は、「見積書」、「仕様書」又は図面等の補強資料の提出を求めます。

【注 14】「決裁書」において被証明者が決裁しているかどうか確認します。

【注 15】本項の適否の確認のため、p206～209の確認書を作成してください。



11 実務経験要件の緩和について 〔平成17年5月26日建設省経建発第137号〕

専任技術者の実務経験について、許可を受けようとする業種と技術的な共通性があれば、他の業種での実務経験であっても、一定の範囲内で、許可を受けようとする業種の実務経験としてカウントすることができます。

1 実務経験要件の緩和を認める業種の範囲・緩和年数

下表の緩和基準を満たしていれば、緩和対象業種①～⑨の専任技術者となる資格を有することができます（法第7条第2号口該当の場合に限る。）

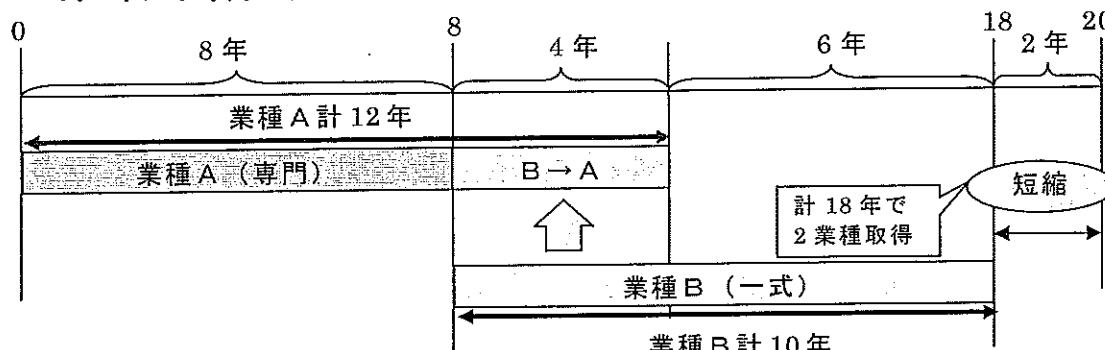
緩和対象業種	緩和基準	それぞれの経験年数について、以下の基準を満たしていること
①とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	の経験が8年を超え
②しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	"
③水道施設工事	水道施設工事	"
④大工工事	大工工事	"
	"	建築一式工事
⑤屋根工事	屋根工事	"
⑥内装仕上工事	内装仕上工事	"
	"	内装仕上工事
⑦ガラス工事	ガラス工事	"
⑧防水工事	防水工事	"
⑨熱絶縁工事	熱絶縁工事	"
		建築一式工事
		"
		大工工事
		"
		建築一式工事
		"
		熱絶縁工事
		"

※様式第8号・・・項番6[4]「建設工事の種類」:「7」、項番6[5]「有資格区分」:「99」

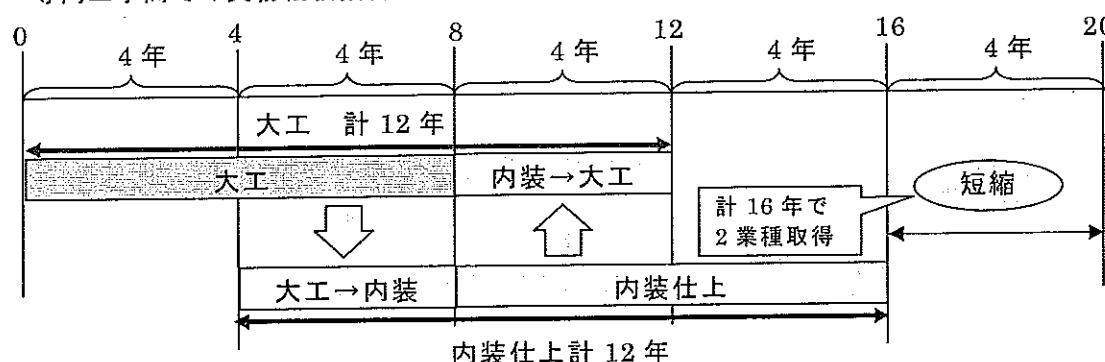
2 効果

「許可を受けようとする業種に関して10年以上の実務経験を有する者」として2業種の専任技術者となろうとする場合、最短16年（4年の期間短縮）の実務経験で2業種の専任技術者となります。

① 一式工事から専門工事への実務経験振替えの場合（最大2年の期間短縮）



② 専門工事間での実務経験振替えの場合（最大4年の期間短縮）



●余白を借りて

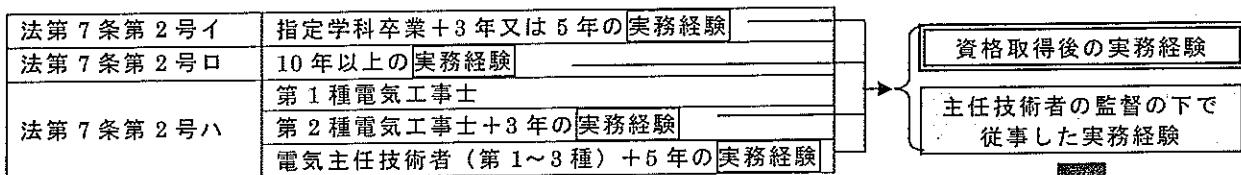
電気工事業の実務経験に関する建設業許可上の取扱いについて

電気工事士法第3条各号において、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事にあっては、電気工事士免状等の交付を受けた者でなければ、直接作業に従事することができないことが規定されています。

事業用電気工作物のうち、最大電力500kW未満の自家用電気工作物を除く電気工作物に係る電気工事にあっては、上記の電気工事士法第3条各号の規制の対象となっていませんが、電気事業法第43条により工事、維持及び運用に関する保安の監督のため、主任技術者の選任が義務付けられています。

したがって、建設業許可における電気工事業の実務経験については、電気工事士免状等が必要となる一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事の実務経験（下表の二重線青枠内のもの）にあっては、免状等の交付後の実務経験に限り、経験期間として算入します。

また、事業用電気工作物のうち、最大電力500kW未満の自家用電気工作物を除く電気工作物に係る電気工事の実務経験（下表の黄枠内のもの）にあっては、主任技術者の監督の下に従事した経験であれば、免状等の交付の有無に関わらず、経験期間として算入します。ただし、この取扱いにより専任技術者に認定された者であっても、電気工事士免状等を交付を受けずに、一般用電気工作物及び事業用電気工作物のうち最大電力500kW未満の自家用電気工作物の工事に直接従事することはできないので、ご注意ください。



<取得資格と従事可能な作業の範囲>

(青二重枠内) 電気工事士免状等の資格取得後に直接従事した実務経験に限り、経験期間に算入

※建設業法上の専任技術者として認められる資格は、下記のうち「第1種電気工事士」、「第2種電気工事士」及び「電気主任技術者」に限られます。

資格等 電気工作物	無資格者	電気主任 技術者	特殊電気 工事資格者	認定電気 工事従事者	第2種 電気工事士	第1種 電気工事士	法 令
一般用電気工作物	×	×	×	×	○	○	
最大電力500kW 未満のもの	×	×	×	×	×	○	
自家用 電気工 作物 需要 設備	簡易電気工事	×	×	○			
特殊電気工事	×	×	○	×	×	×	
最大電力500kW 以上のもの	○	○	○	○	○	○	
工場等の需要設備 以外の発電所、変 電所など	○	○	○	○	○	○	
電気事業用電気工作物	○	○	○	○	○	○	
							電気工事士法
							電気事業法

10年以上の実務経験を有する場合には、法第7条第2号ロ該当の専任技術者として認定

○：当該資格において従事可能な作業
×：当該資格において従事できない作業

※電気工作物の例示

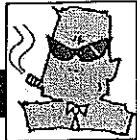
一般用電気工作物：一般家庭、商店等の屋内配線設備等

自家用電気工作物：ビル、工場等の発電・変電設備、需要設備等

簡易電気工作物：自家用電気工作物のうち600ボルト以下のもの

特殊電気工作物：ネオン工事又是非常用予備発電装置工事

電気事業用電気工作物：電気事業者の発電所、変電所、送電線路、配電線路



12-5 欠格要件及び拒否事由《法第8条、法第17条》

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることが出来ません。

- ① 許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合（窓口・内部審査で確認）
- ② 建設業者として、適性を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの（許可行政庁が書面審査の他、地方検察庁・県警・市町村へ照会し確認）

●欠格要件

No.	内容	新規	更新	確認等
①	成年被後見人【注1】、被保佐人【注2】、破産者で復権を得ないもの【注3】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	身分証明書等による確認
②	不正手段による許可の取得、営業停止処分を無視した営業により許可の取消処分を受け、5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		
③	取消処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業届出をした者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
④	③の届出をした法人の役員等や使用人、個人の使用人であった者で、その届出の日から5年を経過しないもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑤	営業停止期間が経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑥	許可を受けようとする建設業について、営業禁止期間中の者	<input checked="" type="checkbox"/>		
⑦	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日【注4】から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑧	建設業法又は一定の法令の規定【注5】に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑨	暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑩	営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑨・⑪(法人である場合においては、その役員が①～④)のひとつに該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑪	法人の役員等・使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑫	個人の使用人の中で、①～④、⑥～⑨に該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑬	暴力団員等がその事業活動を支配する者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

様式第6号
誓約書
+
・検察
・県警
・市町村
照会

27年4月から
実施

新規欄の…新規申請時の確認事項　　更新欄の…更新申請時の確認事項

※ ①～④、⑥～⑧については、役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む(法第7条第1号口該当)。

【注1】成年被後見人とは

自分の行為の結果を合理的に判断する能力のない状況にあるため、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求で、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者(民法第7条)

【注2】被保佐人とは

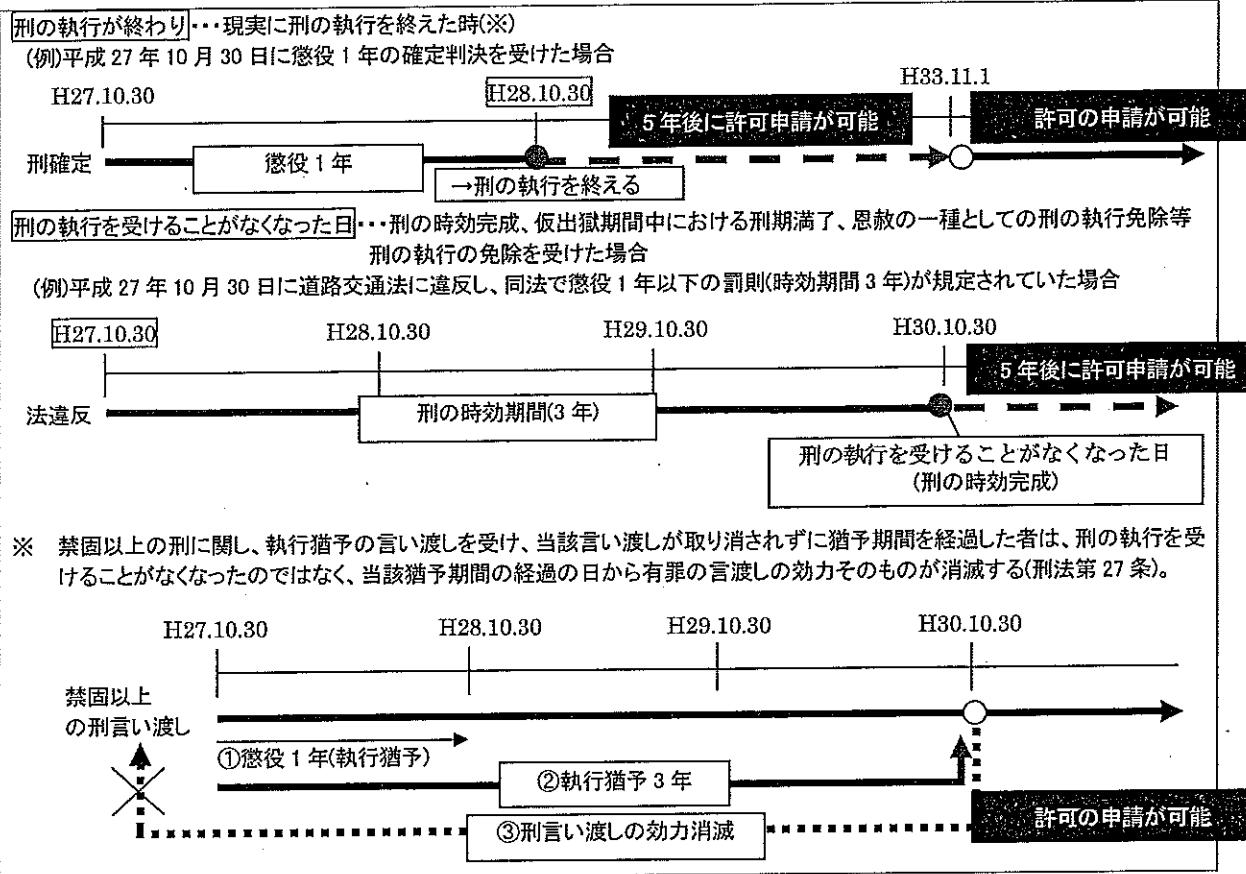
自分の行為の結果を合理的に判断する能力の弱い者で、本人・配偶者・いとこまでの親族などの請求によって、家庭裁判所からその宣告(審判)をされた者(民法第11条)

【注3】破産者で復権を得ないものとは

破産法の規定に基づき、裁判所から破産手続開始決定を受けた者であって、いまだ破産法にいう復権事由に該当しないものをいう。復権には、裁判所による免責の決定が確定した場合等の当然復権と弁済等により債務の全部を免れたときに破産者の申立てに基づいて裁判所が行う決定による復権がある。本条にいう復権は、このいずれであるかを問わない。(破産法第255条・256条)

【注4】刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなったとは

現実に刑の執行を終えたとき、又は刑の時効完成、仮出獄中における刑期満了、恩赦の一種としての刑の執行免除など刑の執行の免除を受けた場合のことをいう。



【注 5】一定の法令の規定とは(p367~370 参照)



《法第 8 条第 8 号》に基づく

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)」の規定(同法第 31 条第 7 項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第 46 条、第 47 条、第 49 条又は第 50 条
- ・「刑法(明治 40 年法律第 45 号)」第 204 条(傷害罪)、第 206 条(現場助勢罪)、第 208 条(暴行罪)、第 208 条ノ 3(凶器準備集合罪)、第 222 条(脅迫罪)又は第 247 条(背任罪)
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)」

《令第 3 条の 2》に基づく

- ・「建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)」第 9 条第 1 項又は第 10 項前段(同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条
- ・「宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)」第 14 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 26 条
- ・「都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)」第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・「景観法(平成 16 年法律第 110 号)」第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 101 条
- ・「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)」第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)」以下「労働者派遣法」という。)第 44 条第 1 項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)」第 44 条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
- ・「職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)」第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・「労働者派遣法」第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

●刑罰の種類

財産刑(財産を奪う)		自由刑(身体の自由を奪う)			生命刑
科料	罰金	拘留	禁固	懲役	死刑
1 千円以上 1 万円未満	1 万円以上	1 日以上 30 日未満	定役を課さない 無期禁固 有期禁固	定役を課す 無期懲役 有期懲役	

9 許可番号の引継ぎについて「法人成」「事業継承」

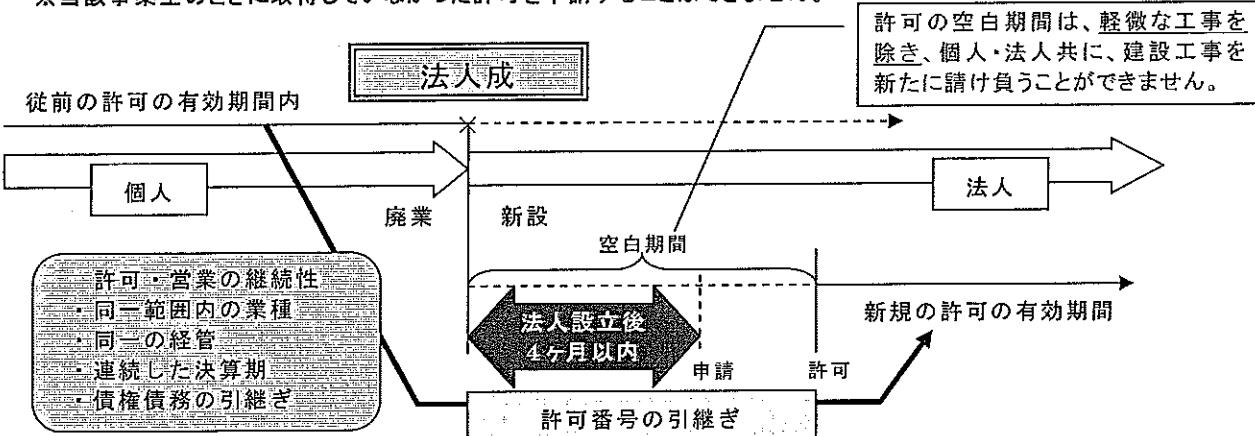
新規許可のうち、以下に該当する場合は、許可番号を引き継ぐ特例的な取り扱いを行っています。従前の許可の廃業から新しい許可まで無許可の状態となるため、十分注意してください。

(1) 法人成

個人の許可業者が法人（当該事業主が常勤役員に就任している）を設立し、法人として新たに許可申請をするもの。

申請の時期	当該事業主の許可の有効期限内（ただし、法人設立後4ヶ月以内に限る）
経営業務の管理責任者	当該事業主の許可時と経営業務の管理責任者が同一であること。 当該事業主の許可申請書の写しを必要年数分提出すること。 (許可申請書の写しの必要箇所はp172(4)(1)工と同様に取扱います。)
財務諸表	①当該事業主の最終の貸借対照表、損益計算書 ②法人設立時の財務諸表 ③継承後、決算期が到来している場合には、直前の財務諸表 建設工事に係る債権債務の引継ぎがあることが必要です。 (決算期が連続し、建設工事の債権債務に係る勘定科目の金額が一致していること。) <建設工事の債権債務に係る勘定科目> ①完工工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金
廃業届 開業届	①当該事業主の税務上の廃業届 ②新設法人の税務上の開業届 ③建設業法上の廃業届（法定期限内に土木事務所に提出したもの）
申請受付	土木事務所

※当該事業主のときに取得していなかった許可を申請することはできません。



区分	申請書記載上の注意
様式第1号	項目番号05において、当該事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「個人参考」と記載する。(p87参照)
別紙2(1)	「営業しようとする建設業」の変更前欄において、当該事業主で許可を得ていた建設業について記載し、欄外に「個人参考」と記載する。(p91参照)
様式第2号	当該事業主の営業期間においては、当該事業主の工事経歴を記載し、欄外に「個人参考」と記載する。(p97、p98参照)
様式第3号	当該事業主の営業期間においては、当該事業主の施工金額を記載し、欄外に「個人参考」と記載する。(p102参照)
様式第7号	「備考」において、自営期間、法人設立の内容等を記載する。(p145参照)
財務諸表	個人最終の貸借対照表と法人設立時の貸借対照表の次の勘定科目が一致していること。 ①完工工事未収入金、②未成工事支出金、③工事未払金、④未成工事受入金 (p113参照)
様式第20号	「創業以後の沿革」において、当該事業主の沿革を記載し、法人成した旨の沿革を記載する。「建設業の登録及び許可の状況」欄において、当該事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。(p137参照)
その他	新設法人における財産的基礎は別途確認が必要です。

●常勤性を判断する目安について

静岡県の最低賃金に、建設業の所定内労働時間を感じた金額を参考に、常勤性を判断する目安を月額12万円以上の賃金・報酬の支払いを受けていることとします。

額については、今後、最低賃金等の改正等が生じた都度変更していきます。

(参考) 静岡県の最低賃金・所定内労働時間の推移

改正年度	最低賃金 (A)【注1】	所定内労働時間 (B)【注2】	A×B (小数点以下切 捨て)
平成26年度	765円	(164.9時間)	126,148円
平成25年度	749円	164.9時間	123,510円
平成24年度	735円	164.5時間	120,907円
平成23年度	728円	164.6時間	119,828円
平成22年度	725円	164.4時間	119,190円
平成21年度	713円	161.9時間	115,434円

【注1】静岡県の地域別最低賃金（静岡労働局発表）

【注2】静岡県における建設業の所定内労働時間（毎月勤労統計調査地方調査年報）

